## 10月1日以降の検査体制等

## ○検査体制

10月1日以降の検査体制は、下記の表のとおりです。

事項	現行	10月1日以降
		(令和6年3月31日まで)
高齢者施設	施設で陽性者が発生した場合に保健	継続
等集団検査	所判断で、高齢者施設等の従事者・	
	入所者を対象に集団検査を実施	
高齢者施設	入所系・居住系の高齢者施設等の従	継続
等従事者の	事者は3日に1回の抗原定性検査(大	
集中検査	阪府事業)、	
	通所系・訪問系は週 1 回の PCR 検	
	査を実施 (堺市事業)	
高齢者施設	入所者等に症状が出た場合にスマー	終了
等「スマホ検	トフォン等で検査を申込の上、検査	
査センター」	を実施	

## ○保健所による助言対応

保健所による感染拡大防止の相談対応等は、引続き随時実施します。